

資源ごみ集団回収団体奨励金

近江八幡市では、自治会・町内会・女性部・子ども会・PTA・老人会等の単一団体で資源ごみ回収事業を年2回以上実施される団体に奨励金の交付制度を設けています。(平成29年4月1日現在)

- 交付を受けられる団体は、当該年度の定められた日までに「近江八幡市資源ごみ集団回収団体奨励金事業実施計画書」を提出してください。
- 交付を受けられる団体を対象に概ね5月頃に説明会を行います。
- 説明会の日程等については市役所環境課へ問い合わせてください。



種 類	奨 励 金 額
新聞・雑誌	回収量に応じて奨励金を交付しています。 詳しくは、市役所環境課にお問い合わせください。 環境課 TEL 36-5509
その他の資源ごみ (ダンボール・牛乳パック、衣類、アルミ缶)	
リターナブルビン (酒店等で引取可能なビールビン、一升ビンおよびジュースビン)	

生ごみ処理器購入補助金

近江八幡市では、生ごみ処理器を家庭で購入される場合に補助金制度を設けています。(平成29年4月1日現在)

- 交付を受けられる方は、市役所環境課に「近江八幡市生ごみ処理器購入補助金交付申請書兼請求書」を提出してください。販売証明書または領収書が必要になります。詳しくは、市役所環境課にお問い合わせください。

補助金額

種 類	補 助 金 額	補助限度額
ポカシバケツ 	購入費用の2分の1の額に相当する額 (100円未満は切り捨て) (1世帯につき5年間に2基まで)	1,000円
生ごみ処理器 (コンポスト) 	購入費用の2分の1の額に相当する額 (100円未満は切り捨て) (1世帯につき5年間に2基まで)	3,000円
電気処理による 生ごみ処理器 	購入費用の2分の1の額に相当する額 (100円未満は切り捨て) (1世帯につき5年間に1基まで)	20,000円

※各補助金奨励金については、平成29年4月現在の内容を掲載しています。

※各補助金奨励金の申請書類等は、市ホームページからもダウンロードできます。

【生ごみのひとしぼり運動】

田や畑がない家庭で、燃えるごみに生ごみを出される場合には、生ごみをしっかりとしぼって、十分に水気を切ってから出す「生ごみのひとしぼり」を心がけましょう。これも、簡単にできる生ごみの減量の一つの方法です。



【残食なくしてごみ減量運動】

生ごみというと、いかにも調理中にでるごみばかりを連想しがちですが、食べ残しも立派な生ごみです。家族が食べる分だけ、適切な量だけを作り、残ったものは腐らさず、食べることが生ごみの減量の秘策です。冷蔵庫の中の食材も同じように腐らさずに食べることが大切です。

みんなで、「残食なくしてごみ減量運動」に取り組みましょう。

それ以外にも、調理中にでるダイコンやニンジンの皮、キャベツの芯など、食べて害のないものは使い切ることにしましょう。

買い物に行くときも、食料品は必要なものを必要な量だけ買うようにし、買いすぎにも注意しましょう!!

